

令和4年度鴨川市の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率を公表します。

令和5年10月19日

鴨川市長 長谷川 孝夫

【令和4年度鴨川市の健全化判断比率】

比率名	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.36%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.36%	30.00%
実質公債費比率	9.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	83.0%	350.0%	

【内容】

1 実質赤字比率 ⇒ 「該当なし」

一般会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して得た数値です。

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率 ⇒ 「該当なし」

一般会計、公営企業以外の特別会計の実質赤字額及び公営企業会計の資金不足額の合算額を、標準財政規模で除して得た数値です。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率 ⇒ 9.8%

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値です。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

4 将来負担比率 ⇒ 83.0%

一般会計の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、一般会計以外の特別会計の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、組合等の元金償還に充てる負担見込額、退職手当支給予定額の一般会計負担額及び損失補償に係る一般会計の負担見込額の合算額から将来負担額の償還に充当することができる基金額及び特定財源見込額並びに地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値です。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$